



宮 崎 県 公 報

平成22年3月18日 (木曜日) 号外 第 11 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	訓 令
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 1		○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 10
○宮崎県産業開発青年隊規則…………… (管理課) 2		○宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 10
		○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務事務センター) 11

規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第3号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第30号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	第3条 条例別表の5の3の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、宮崎県立自然公園条例施行規則 (昭和52年宮崎県規則第1号) による次の事務とする。 (1) 第5条第2項 (第7条第2項 (第16条において準用する場合を含む。)) 及び第16条において準用する場合を含む。) の規定による期日の延期に関すること。 (2) 第6条第1項 (第16条において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理に関すること。 (3) 第7条第1項 (第16条において準用する場合を含む。) の規定による承認に関すること。 (4) 第8条第1項の規定による承認に関すること。 (5) 第9条第1項の規定による承認に関すること。 (6) 第10条 (第16条において準用する場合を含む。) の規定による条件の付加に関すること。 (7) 第11条 (第16条において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理に関すること。 (8) 第12条第1項 (第16条において準用する場合を含む。) の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (9) 第13条 (第16条において準用する場合を含む。) の規定による改善命令に関すること。 (10) 第14条第2項の規定による認可の取消しに関すること。 (11) 第15条の規定による措置命令に関すること。 (12) 第16条において準用する第8条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (13) 第16条において準用する第9条第1項の規定による届出の受理に関すること。
第3条～第7条 [略]	第4条～第8条 [略]

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県産業開発青年隊規則をここに公布する。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第4号

宮崎県産業開発青年隊規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。)第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県建設技術センター(以下「センター」という。)に設置する宮崎県産業開発青年隊に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県産業開発青年隊の設置)

第2条 センターに宮崎県産業開発青年隊(以下「青年隊」という。)を置き、優れた建設技術者を養成するための土木建設に関する基礎的訓練並びに知識及び技能の修得についての教育を行う。

(教育課程の設置)

第3条 青年隊に施工管理課程及び専攻課程を置く。

(修業期間及び定員)

第4条 施工管理課程及び専攻課程の修業期間は、それぞれ1年とする。

2 施工管理課程及び専攻課程の定員は、県土整備部長が別に定める。

(教育計画)

第5条 翌年度において行う施工管理課程及び専攻課程の授業科目等の教育の実施に関する事項についての教育計画は、宮崎県建設技術センター所長(以下「所長」という。)が毎年3月15日までに県土整備部長の承認を経て別に定める。

(休業日)

第6条 青年隊において授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

(1) 宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日

(2) 夏季休業日及び冬季休業日

2 夏季休業日及び冬季休業日の期日は、所長が別に定める。

(入隊資格)

第7条 青年隊に入隊することができる者は、次のとおりとする。

区分	入隊資格
施工管理課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者その他同法第90条第1項に規定する者
専攻課程	学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他同法第90条第1項に規定する者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者

(入隊希望の手続)

第8条 青年隊に入隊を希望する者は、宮崎県産業開発青年隊受験願書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。

(1) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校在学する者は、高等学校又は中等教育学校の調査書

(2) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者その他同法第90条第1項に規定する者は、入隊資格を有することを証明する書面及び最終学校の成績証明書

(入隊試験及び入隊の許可)

第9条 所長は、前条の宮崎県産業開発青年隊受験願書を提出した者に対して試験を行い、その結果に基づいて入隊を許可する。

2 前項の試験の実施の期日、場所、試験科目その他入隊者の募集に関し必要な事項は、所長が別に定める。

3 所長は、第1項の規定による試験を実施したときは、速やかに、受験者に対し試験の結果を通知しなければならない。

(誓約書)

第10条 前条第1項の規定により入隊を許可された者が入隊するときは、入隊の日までに保証人の連署した誓約書(別記様式第2号)を所長に提出しなければならない。

(入寮)

第11条 入隊した者(以下「隊員」という。)は、センターに設置された寮に入居しなければならない。ただし、特別の理由により所長の許可を受けた者は、この限りでない。

(休隊、退隊及び復隊)

第12条 隊員は、病気その他やむを得ない理由により休隊し、又は退隊しようとするときは、第10条に規定する保証人の連署した休隊(退隊)願(別記様式第3号)を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休隊の許可を受けた隊員は、その許可を受けた期間内に休隊の理由が消滅したことにより復隊しようとするときは、第10条に規定する保証人の連署した復隊願（別記様式第4号）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 休隊（退隊）願又は復隊願には、休隊又は退隊の理由が病気であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
（懲戒処分）

第13条 所長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停隊又は退隊の処分をすることができる。

- (1) 学業成績が不良で修了の見込みがないと認められるとき。
- (2) この規則又は隊則その他の所長が定める規程に違反したとき。
- (3) 前号に規定するもののほか、青年隊の秩序を乱したとき、又は隊員としてふさわしくない行為があったとき。

（修了証書の授与）

第14条 知事は、所定の課程を修了したと認められる隊員に対して、修了証書（別記様式第5号）を授与する。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第15条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条及び第8条から第12条までの規定の適用については、第5条中「宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）」とあり、並びに第6条及び第8条から第12条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、青年隊に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記
様式第 1 号 (第 8 条関係)

(表面)

年度 宮崎県産業開発青年隊受験願書

教育課程		受験地		※受験番号		(写 真 欄)	
ふりがな 氏 名		生年月日・年齢・性別 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (年 月 日現在 満 歳)				<small>・タテ4.0cm×ヨコ3.0cm ・申込前6か月以内に撮影したもの ・脱帽、正面向きのもの ・写真裏面に氏名を記入すること</small>	
現住所 (〒 -) (TEL - -)		合格通知 の送り先					
ふりがな 連絡先 (〒 -) (TEL - -)		現住所 ・ 連絡先					
ふりがな 保護者氏名		住所 (〒 -) (TEL - -) ふりがな					
学 歴							
学校名	学部名	学科名	専攻	所属クラブ名	在学期間	区分	
(最 終)					年 月から 年 月まで	卒業・卒業見込 ____年在学中・____年中退	
(その前)					年 月から 年 月まで	卒業・____年中退	
職 歴							
勤務先の名称			部課名		在職期間		
					年 月から 年 月まで		
					年 月から 年 月まで		
取得(見込)の資格免許							
資格・免許の名称		取得(見込)年月		資格・免許の名称		取得(見込)年月	

入隊試験手数料(2,200円)

宮崎県収入証紙	
---------	--

(裏面)

面 談 カ ー ド

※ 受験番号	ふりがな	
	氏 名	
[大学・短期大学・専門学校等の受験] <input type="checkbox"/> 受験した、又は受験する予定 <input type="checkbox"/> 受験しない <input type="checkbox"/> 未定		[民間企業又は公務員等の受験] <input type="checkbox"/> 受験した、又は受験する予定 <input type="checkbox"/> 受験しない <input type="checkbox"/> 未定
[志望の動機]		
[好きな(得意な)教科・科目]		
[部・クラブ活動] <input type="checkbox"/> 有(部・クラブ名:) <input type="checkbox"/> 無		役職の有無 <input type="checkbox"/> 有(役職名:) <input type="checkbox"/> 無
[趣味・特技等]		
[最近関心を持った事柄等]		
[自己紹介]		

様式第 2 号 (第 10 条関係)

誓 約 書

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
(指定管理者 様)

私は、宮崎県産業開発青年隊に入隊する上は、同隊員としての本分をわきまえ、規律を遵守し、学業に励むことを保証人連署の上、誓います。

もし、これらのことに違反したときは、いかなる処分を受けても異議ありません。

なお、本人が宮崎県産業開発青年隊に係る一切の費用を納入しない場合には、本人に代わって保証人が納入します。

本 人 住所
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩
本人との関係

様式第 3 号 (第 12 条関係)

休 隊 (退 隊) 願

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
(指定管理者 様)本 人 教育課程 課程
氏名 ⑩保証人 住所
氏名 ⑩

下記のとおり、私は、宮崎県産業開発青年隊を休隊 (退隊) したいので、よろしくお
願いします。

記

1 休隊の期間 (退隊の期日)

年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)

2 休隊 (退隊) の理由

備考 休隊又は退隊の理由が病気であるときは、医師の診断書を添付すること。

様式第 4 号 (第 12 条関係)

復 隊 願

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
(指定管理者 様)

本 人 教育課程 課程
氏名 ⑩

保証人 住所
氏名 ⑩

私は、 年 月 日から 年 月 日まで休隊していましたが、下記のとおり復隊したいので、よろしく申し上げます。

復隊の理由

備考 復隊の理由が病気の治癒によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

様式第 5 号 (第 14 条関係)

第
号

修
了
証
書

氏
名

年
月
日
生

右は宮崎県産業開発青年隊

課程を修了したと

を証する。

年
月
日

宮
崎
県
知
事

印

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第 5 号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成 5 年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(非営利広告物の届出) 第13条 条例第13条の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 表示期間又は設置期間は、 <u>20日以内</u> であること。 (2)・(3) [略] 2～4 [略] (許可の期間) 第19条 条例第19条第1項の許可の期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) はり紙 <u>20日以内</u> (2) 紙張り又は布張りのはり札及び立看板並びに横断幕、懸垂幕及び気球広告 <u>1月以内</u> (3)～(5) [略]	(非営利広告物の届出) 第13条 条例第13条の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 表示期間又は設置期間は、 <u>1月以内</u> であること。 (2)・(3) [略] 2～4 [略] (許可の期間) 第19条 条例第19条第1項の許可の期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) はり紙、紙張り又は布張りのはり札及び立看板並びに横断幕、懸垂幕及び気球広告 <u>1月以内</u> (2)～(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年 3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 1 号

本 庁
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

宮崎県職員研修規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員研修規程（昭和44年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(基礎研修) 第 4 条 [略] 2 基礎研修は、次のとおり区分する。 (1)～(6) [略] (7) <u>技術員研修</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、自治学院長は、必要があると認めるときは、同項各号に掲げる研修以外の研修を行うことができる。</u> (パワーアップ研修) 第 4 条の 2 <u>パワーアップ研修とは、職員に、自らの選択により、現在及び将来における能力の開発及び向上に必要な知識若しくは技能又は教養を修得させることを目的として行う研修をいう。</u> (研修生の選定の変更) 第11条 所属長は、所属職員が前条第1項の規定により研修生に選定された場合において、特別な理由により当該職員を、研修に参加させることが困難であると認めるときは、選定変更申請書（別記様式第 1 号）を自治学院長に提出しなければならない。	(基礎研修) 第 4 条 [略] 2 基礎研修は、次のとおり区分する。 (1)～(6) [略] (7) <u>管理者研修</u> (パワーアップ研修) 第 4 条の 2 <u>パワーアップ研修とは、職員に、現在及び将来における能力の開発及び向上に必要な知識若しくは技能又は教養を修得させることを目的として行う研修をいう。</u> (研修生の選定の変更) 第11条 所属長は、所属職員が前条の規定により研修生に選定された場合において、特別な理由により当該職員を、研修に参加させることが困難であると認めるときは、選定変更申請書（別記様式第 1 号）を自治学院長に提出しなければならない。

2 [略]

2 [略]

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年3月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第2号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程（昭和62年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宮崎県職員安全衛生管理委員会)	(宮崎県職員安全衛生管理委員会)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 県管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	2 県管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 宮崎県庁職員労働組合書記長及び宮崎県現業職員労働組合書記長	(4) 宮崎県庁職員労働組合の推薦に基づき知事が任命する職員 2人
3～9 [略]	3～9 [略]

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

